

令和2年度環境の森センター・きづがわの維持管理状況

集計時点：令和3年4月1日

作成時点：令和3年4月12日

1 持ち込まれた一般廃棄物の数量（各月）

	種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
家庭系		t	1,502.95	1,657.22	1,496.39	1,502.44	1,404.70	1,431.78	1,437.10	1,372.23	1,493.80	1,371.94	1,204.33	1,421.84	17,296.72
木津川市域	可燃ごみ	t	1,004.32	1,091.53	985.05	1,002.43	942.44	948.99	957.41	918.06	1,011.24	937.23	822.31	964.27	11,585.28
精華町域	可燃ごみ	t	498.63	565.69	511.34	500.01	462.26	482.79	479.69	454.17	482.56	434.71	382.02	457.57	5,711.44
事業系	可燃ごみ	t	383.12	407.77	584.81	872.04	611.33	573.23	637.85	577.45	479.62	395.64	351.02	440.35	6,314.23
合計		t	1,886.07	2,064.99	2,081.20	2,374.48	2,016.03	2,005.01	2,074.95	1,949.68	1,973.42	1,767.58	1,555.35	1,862.19	23,610.95

2 焼却処分した一般廃棄物の数量（各月）

	種類	単位	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
1号炉	可燃ごみ	t	836.58	0.00	870.54	1,327.02	1,088.44	1,239.15	808.89	1,007.47	1,123.36	433.83	1,154.00	1,291.65	11,180.93
2号炉	可燃ごみ	t	621.79	589.15	1,287.97	1,349.52	1,304.53	1,252.58	681.30	1,184.38	1,011.61	564.43	1,155.44	1,284.66	12,287.36
合計		t	1,458.37	589.15	2,158.51	2,676.54	2,392.97	2,491.73	1,490.19	2,191.85	2,134.97	998.26	2,309.44	2,576.31	23,468.29

3 環境の森センター・きづがわに常設の測定機器による連続測定結果（各月）

項目	単位	法令基準	焼却炉	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均
焼却炉内で測定した燃焼ガス温度	℃	800以上	1号炉	933	—	918	871	906	913	913	907	913	916	932	927	914
			2号炉	924	907	934	899	912	918	920	928	927	928	927	918	920
集じん機入口で測定したガス温度	℃	概ね200以下	1号炉	167	—	165	166	167	167	167	167	167	167	167	167	167
			2号炉	167	163	167	167	167	167	167	167	162	167	167	167	167
煙突採取口で測定した排ガス中の一酸化炭素濃度	ppm	100以下	1号炉	6	—	8	5	9	8	7	8	5	5	6	5	7
			2号炉	3	6	3	6	3	5	6	4	2	2	2	5	4

(注) 1 稼働日の平均値を記載

2 “—”の表示は、その該当月において、全休炉であったことを示す。

4 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5第1項第二号カに規定する排ガス中のダイオキシン類濃度等、及び大気汚染防止法施行規則第16条の12第1号ロに規定する排ガス中の水銀濃度

項目	単位	法令基準	焼却炉	排ガスを採取した年月日		排ガスを採取した年月日	
				1号 8月29日	2号 8月17日	1号 2月17日	2号 2月18日
				測定結果が得られた年月日		測定結果が得られた年月日	
				1号 9月25日	2号 9月25日	1号 3月10日	2号 3月10日
硫黄酸化物	ppm	4600以下	1号炉	6.9		7.4	
			2号炉	8.6		6.9	
ばいじん	g/m ³ N	0.15以下	1号炉	0.002		0.001未満	
			2号炉	0.001未満		0.001未満	
塩化水素	ppm	430以下	1号炉	3.6		18	
			2号炉	2.8		8.5	
窒素酸化物	ppm	250以下	1号炉	34		27	
			2号炉	33		47	
水銀	μg/m ³ N	50以下	1号炉	0.5未満		1.5	
			2号炉	0.5未満		0.6	

(注) 1 硫黄酸化物の法規制値は「K値17」と定められています。本表では、K値をppmに換算して記載しています。

2 いずれの項目も煙突採取口にて、排ガスを採取しています。

項目	単位	法令基準	焼却炉	排ガスを採取した年月日	
				1号 12月14日	2号 12月15日
				測定結果が得られた年月日	
				1号 1月21日	2号 1月22日
ダイオキシン類	ng-TEQ/m ³ N	5以下	1号炉	0.00000079	
			2号炉	0.0000018	